

豊能町分別収集計画  
(第9期)

令和元年7月

豊能町

## 〈 目 次 〉

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	3
3	計画期間	3
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	4
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	5
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み(法第8条第2項第4号)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、物質循環の確保による天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会の形成が必要である。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町におけるごみ処理は、近隣の川西市、猪名川町、能勢町と1市3町で「猪名川上流広域ごみ処理施設組合」を設立し、平成21年4月に稼働した「国崎クリーンセンター」で行なっている。また、この新施設は、リサイクルプラザ棟を備えており、効率的な処理を行うとともに、リサイクルに対しての啓発も積極的に行っている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの減量を図る目的で町民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方法を明らかにするとともに、関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

なお、本町では、現在、平成29年度を始期とする新たな「ごみ処理基本計画」を実行しており、本計画と併せて、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、環境にやさしいライフスタイルに転換し、循環型社会の形成を図るものとする。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の減量は、4R（リファーズ、リデュース、リユース、リサイクル）の原則により推進するとともに、町民への排出ルールの浸透により分別収集を徹底する。
- ・住民、事業者、行政のパートナーシップに基づく取組みの実践。
- ・事業者の責任による店頭回収の拡充。
- ・分別収集の徹底や地域主体でリサイクルに取組めるよう、減量・リサイクルの推進のための組織づくりを行う。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和6年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器（スチール缶）、アルミ製容器（アルミ缶）、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイを含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

単位:t

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物量		1,085	1,066	1,046	1,028	1,009
缶類	スチール	38	37	36	36	35
	アルミ	40	39	38	38	37
ビン類	無色ガラス	94	93	91	89	88
	茶色ガラス	102	100	98	96	94
	その他ガラス	42	42	41	40	39
紙類	紙パック	27	26	26	25	25
	段ボール	137	134	132	129	127
	その他紙製容器	145	143	140	137	135
プラスチック類	ペットボトル	93	91	90	88	87
	プラスチック製容器(白色発泡スチロール製食品トレイを含む)	368	361	355	348	342

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら各種事業を進めるものとする。

### 1) 教育、啓発活動の充実

広報誌、啓発冊子等を活用した住民や事業者への啓発、学校・地域社会の場におけるパネル等を活用した教育など、あらゆる機会を活用し、ごみ排出量の増加、最終処分場のひっ迫、処理経費の増加等のごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、ごみの適切な出し方に関する教育・啓発活動に積極的に取組む。

### 2) パートナーシップに基づく取組みの推進

住民、事業者、行政の各々が役割を分担し、三者の協働による発生抑制運動の浸透、ごみの減量・資源化の推進に取組む。

### 3)マイバッグ持参運動の推進

町全体でマイバッグ持参の呼びかけを推進する。具体的には、廃棄物減量等推進員と協働して、マイバッグ持参の啓発を行い、発生抑制に関してごみの減量意識を深めてもらう。

また、平成30年4月に「北摂地域におけるマイバッグ等の促進及びレジ袋削減に関する協定」を北摂地域7市3町と10事業者間で締結し、レジ袋削減に努めている。

### 4)簡易包装による販売や購入の促進

スーパー等に簡易包装による販売の実施を呼びかけ、住民に不要な包装を断るように呼びかけて、容器包装の減量を促進する。

### 5)ごみ処理施設の見学

ごみ処理施設のリサイクルプラザの見学を通じて、リサイクルに対しての関心や理解を深めてもらう。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、豊能町が有する収集機材、選別施設の能力、保管施設の容量等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製の容器 アルミ製の容器	空きカン
ガラス製の容器 ——無色のガラス製容器 ——茶色のガラス製容器 ——その他の色のガラス製容器	空きビン
紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙類等（紙パック）
段ボール	紙類等（段ボール）
紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類等（その他雑紙）
ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料・しょうゆ・酒類・食酢・調味酢・調味料を充填するためのもの	ペットボトル
プラスチック製容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック類（ペットボトル以外）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位:トン)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器	33	32	32	31	30
主としてアルミ製の容器	14	14	14	13	13
無色のガラス製容器	(合計) 63	(合計) 62	(合計) 61	(合計) 60	(合計) 58
	(引渡量) 0	(独自処理量) 63	(引渡量) 0	(独自処理量) 61	(引渡量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 33	(合計) 33	(合計) 32	(合計) 32	(合計) 31
	(引渡量) 0	(独自処理量) 33	(引渡量) 0	(独自処理量) 32	(引渡量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 36	(合計) 37	(合計) 37	(合計) 36	(合計) 35
	(引渡量) 36	(独自処理量) 0	(引渡量) 37	(独自処理量) 0	(引渡量) 35
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4	4	4	4	4
主として段ボール製の容器	84	82	81	80	77
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 13	(合計) 13	(合計) 13	(合計) 13	(合計) 12
	(引渡量) 0	(独自処理量) 13	(引渡量) 0	(独自処理量) 13	(引渡量) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 35	(合計) 35	(合計) 34	(合計) 33	(合計) 33
	(引渡量) 35	(独自処理量) 0	(引渡量) 35	(独自処理量) 0	(引渡量) 33
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 188	(合計) 185	(合計) 182	(合計) 179	(合計) 174
	(引渡量) 188	(独自処理量) 0	(引渡量) 185	(独自処理量) 0	(引渡量) 174
うち白色トレイ	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

本計画の人口変動は、「豊能町人口ビジョン」において採用されている国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
19,103	18,794 (対前年比) 98.38%	18,485 (対前年比) 98.36%	18,177 (対前年比) 98.33%	17,868 (対前年比) 98.30%

(単位：人)

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、現在の集団回収は、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装の種類		収集の分別 区分	収集運搬 段階	選別保管等 段階
金属類	スチール	空きカン	町による定期回収	組合
	アルミニウム			
ガラス類	無色ガラス	空きビン	町による定期回収	組合
	茶色ガラス			
	その他の色のガラス			
紙類	紙パック	紙類等	町による定期回収、集団回収及び事業者による店頭回収（紙パックのみ）	豊能町組合
	段ボール			
	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装			
プラスチック類	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収、事業者による店頭回収	組合
	プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイを含む）	容器包装プラスチック類（ペットボトル以外）		

\* 「選別保管等」における「組合」は猪名川上流広域ごみ処理施設組合である。

\* 集団回収、事業者による店頭回収は、それぞれが直接処理。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成21年4月に稼働した「国崎クリーンセンター」で収集した廃棄物の中間処理を行っているが、ここでは、容器包装リサイクル法に対応したリサイクルプラザを整備し、容器包装プラスチック類やペットボトルに対応した圧縮梱包機を整備している。また、缶類についても磁力選別機やアルミ選別機により、金属回収を行っている。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	空きカン	袋	4tダンプ	リサイクルプラザ（選別・圧縮）
アルミニウム				
無色ガラス	空きビン	裸収集	4tダンプ	ストックヤード
茶色ガラス				
その他の色のガラス				
紙パック	紙類等	結束	2t・4tダンプ	ストックヤード
段ボール				
紙パック、段ボール以外の紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	裸収集	4tダンプ	リサイクルプラザ（選別・圧縮）
プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック類（ペットボトル以外）	袋	4tダンプ	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### 1) 廃棄物減量等推進審議会の設置による減量・リサイクル推進の検討

「廃棄物減量等推進審議会」を設置し、廃棄物の減量及びリサイクルの推進方策などを決めるにあたり、広く住民から意見を聴き、理解と協力の得られるものとする。

### 2) 廃棄物減量等推進員の育成

ごみ減量やリサイクルの推進に関する意見交換会やリサイクル施設の見学会などを開催し、廃棄物減量等推進員を育成し、ごみの現状と減量・資源化への推進を行う。

### 3) 集団回収報奨金交付制度

自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、報奨金を交付している。この制度を引き続き行い、リサイクルに関する意識を深めてもらう。

### 4) 実績確認、記録及び評価

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。